

学校経営のポイント

“いじめ”調査の見直しと学校の備え

若井 彌一

政府の教育再生会議が、第1次報告で「ゆとり」教育の見直しや学校の責任体制強化のための学校教育法改正等を内容とすることが新聞報道で伝えられ、注目が集まっている。

だが、今回は、教育再生会議の第1次報告についてではなく、文部科学省が“いじめ”調査を大幅に見直しするとの報道をとりあげておきたい。

“いじめ”調査の見直し報道

“いじめ”調査については、見直しがほぼ確実に予想されたので、すでに昨年11月25日の本紙（No.172）で、「各学校で実施したい“いじめ”の点検・見直し」と題して、各学校での取組みの必要性を訴えている。

見直しの契機となったのは、平成11年から7年間で、“いじめ”による自殺者がゼロとされていたのが（文科省調査）、毎日新聞社の調査によれば、16人もの子どもたちが自殺していたことになるという衝撃的な報道であった。

この報道を受けて、その直後から文科省は“いじめ”調査のあり方について再検討する必要性を表明していたが、19日、「いじめや自殺など児童生徒の問題行動に関する調査を、抜本的に見直すことを決めた」という（1月20日付け『朝日新聞』による）大きな一歩となる。

“いじめ”による自殺の件数については、文科省が全国の教育委員会を通じて調査した結果、「保護者からいじめの存在が指摘された児童生徒の自殺41件」のうち、「14件について、いじめがあったと判断した」という。

これまでの自殺調査では、児童・生徒の自殺について、「主たる理由」を1つだけ選ぶ方法をとって

いたが、それが、平成11～17年度におけるいじめ苦自殺件数ゼロとカウントする結果となった。

見直しによる調査では、「いじめの問題」「進路問題」など、「自殺した子どもが置かれていた状況について、あてはまるものは複数選ばせる」ように改められるという。

発生件数でなく解決の取組み努力重視を

これからの調査では、“いじめ”を幅広くとらえ、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」という「定義」によると報道されている（以上、前掲『朝日新聞』による）。

これまでの定義よりゆるやかであることから、統計的には、いじめ発生件数が一時的に増加すると予想される。しかし、各学校では、その件数増加をおそれ、件数を低くするなどの操作をしないようにしたい。

そもそも、“いじめ”の発生は、「学校内の直接的な原因」だけでなく、「学校外の間接的原因」「家庭内の教育・環境的要因」とも不可分密接な複合的原因・要因によるものが少なくないと判断されるのであり、“いじめ”の発生自体をただちに学校経営や学級経営、生活指導のあり方と結びつけるのは妥当ではない。

文科省・教育委員会も、“いじめ”関連の取組み文書を作成し公表するにあたっては、この点を十分考慮に入れた説明をしていくよう努めてほしい。そして、“いじめ”問題の解決事例を、広報活動を通じて教育関係者・保護者等に紹介し、問題解決の自覚と意欲を促してほしい。

（わかい・やいち=上越教育大学教授・附属小学校長併任）

●予約受付中！ ●2月刊 坂田 仰（日本女子大学）【解説】A5判100頁・定価1260円 教育開発研究所・刊

『新教育基本法 〈全文と解説〉』

上越教育大学附属小学校【著】B5判215頁・定価2520円

★好評発売中！ 『関係力～「子どもが生きる学力」への挑戦～』